



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ 環境 保全

● 発行 ●
令和6年
1月15日

VOL.
137

【特集】

◆ 『労働安全衛生研修会』の開催

◆ 『法令講習会』の開催

(一社) 岐阜県産業環境保全協会

【行政ニュース】

◆ 『電子マネーフェストの適切な運用について』

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

【労働安全衛生】

◆ 『岐阜労働局からのお知らせ』

岐阜労働局労働基準部健康安全課



大桑城跡(古城山)【山県市】

斎藤道三に攻められるまで美濃国守護の土岐氏が拠点として栄えた山城。
最近の調査から、新しい石垣の技術を取り入れるなど守護の拠点にふさわしい城づくりが行われていたと考えられます。
山頂までの道中では石垣や曲輪跡など山城遺構を見ることができます。

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県 濃度第18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・悪臭等の分析を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 水銀含有試験

水質

- 地下水
- 河川水
- 工場排水
- 廃棄物処理施設
処理排水
- 浄化槽放流水

土壌

- 建設発生土
- 農用地土壌
- 底質

肥料

- 普通肥料
- 特殊肥料
- 肥料原料

悪臭

- 特定悪臭物質
- 臭気指数（濃度）

放射線量

- 空間線量率

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

- | | | | | | | | |
|---------|-------|--------|-------------------------|---------|----------|----------|----------|
| (処分業) | ● 燃え殻 | ● 汚泥 | ● 廃プラスチック類 | ● 金属くず | ● 木くず | ● 動植物性残さ | |
| | ● 紙くず | ● 繊維くず | ● ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | | | ● ゴムくず | |
| | ● 鋳さい | ● がれき類 | ● 廃油（タールピッチ） | ● ばいじん | ● 13号廃棄物 | | |
| (収集運搬業) | ● 燃え殻 | ● 汚泥 | ● 廃プラスチック類 | ● 金属くず | ● 木くず | ● 動植物性残さ | |
| | ● 紙くず | ● 繊維くず | ● ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | | | ● ゴムくず | |
| | ● 鋳さい | ● がれき類 | ● ばいじん | ● 廃アルカリ | ● 廃油 | ● 廃酸 | ● 13号廃棄物 |

特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

- | | | | | | | |
|---------|------------|----------|------------|-------------|--|--|
| (処分業) | ● 特定有害廃石綿等 | | | | | |
| (収集運搬業) | ● 特定有害廃石綿等 | ● 引火性廃油 | ● 腐食性廃酸 | ● 腐食性廃アルカリ | | |
| | ● 感染性産業廃棄物 | ● 特定有害廃油 | ● 特定有害廃酸 | ● 特定有害廃アルカリ | | |
| | ● 特定有害燃え殻 | ● 特定有害汚泥 | ● 特定有害ばいじん | | | |
- ※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建設業

骨材販売



排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661
E-mail : ft@filltech-jp.com

あいさつ 新年を迎えて

(一社)岐阜県産業環境保全協会会長	澤 田 裕 二	… 2
	役 員 一 同	… 3
岐阜県環境生活部長	渡 辺 正 信	… 4
岐阜市環境部長	長 屋 敏 樹	… 5

特 集 「労働安全衛生研修会」の開催
「法令講習会」の開催

(一社)岐阜県産業環境保全協会… 6

行政ニュース 「電子マニフェストの適切な運用について」

岐阜県環境生活部廃棄物対策課… 12

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～

「コクチバス密放流防止パトロール」

岐阜県環境生活部岐阜地域環境室… 15

シリーズ わがまちの環境保全と対策

「環境保全と脱炭素」

山県市長 林 宏 優… 17

労働安全衛生 「岐阜労働局からのお知らせ」

岐阜労働局労働基準部健康安全課… 18

協会だより <(一社)岐阜県産業環境保全協会>

山田理事が環境大臣表彰を受賞	23
理事会の開催	23
委員会の開催	24
委員会の活動	24

<(公社)全国産業資源循環連合会>

第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会	24
----------------------	----

<中部地域協議会>

令和5年度第2回専務理事会議	24
令和5年度災害廃棄物支援協定担当者会議	25

<大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会>

中部ブロック災害廃棄物対策セミナー	25
-------------------	----

<その他>

産業廃棄物処理関係講習会の開催	25
<会員数の状況>	25
<青年部会の動向～未来人～>	26
<女性部会の動向～れんげ～>	27

お 知 ら せ

電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況	28
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入について	29
産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書	31
事務局からのお願い	32

編 集 後 記

石田 謙治	33
-------	----

表紙写真 「大桑城跡(古城山)」 …… フォト 山県市提供



新年を迎えて

会長 澤田 裕二

あけましておめでとうございます。

まず初めに、元旦に発生しました能登半島地震により亡くなられた方々に謹んでお悔みを申し上げますとともに、被災された多くの皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、去年は、ロシアのウクライナ軍事侵攻が続き、新たにイスラエルパレスチナ戦争が勃発し、さらに世界情勢が悪化し、自然界においても気候変動が地球温暖化から地球沸騰化となっており、予測を超えた風水害が増えてきました。そういった中で、WBCでの日本チームの優勝は、おおくの感動と勇気を与えてくれました。特に大谷選手のスケールの大きさには驚かされ、移籍金1,015億円と聞いて、省エネ型の処理設備がいくつできるのだろうと思わず考えてしまいました。

また、3年以上にわたり、生活や事業活動に制約をもたらしたコロナ禍が感染症法上の位置付けが5類に変更され、社会経済活動の正常化に向けた動きが活発になり、全国産業資源循環連合会が行った産業廃棄物処理業景況動向調査によれば、産業廃棄物処理業界の業績も徐々に回復に向かっています。

そして、今年オリンピックイヤーです。翌年には、大阪・関西万博が開催されます。人の動き、物の動きが活発になり、景気もよくなると推察されます。ただ、人流や物流が活発になるとそれに伴い消費量が増え廃棄量も増加します。それをいかに減らしていくかが課題だと考えます。

国では、2050年カーボンニュートラル達成に向けて2030年までに大量生産、大量消費、大量廃棄型の線形経済(リニアエコノミー)から3R(リデュース、リユース、リサイクル)を基本とした循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進しています。その具体的施策の一つが2022年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法です。このような流れの中、私たち産業廃棄物処理業界としましては、まずは、基盤となる廃棄物の適正処理を今まで以上に行っていくことが、重要であり、それがなされてこそ、循環経済へつながっていくのだと考えております。また、近年、大規模化している災害につきましても、県の「岐阜県災害廃棄物処理計画」に対応できるよう昨年、当協会から各会員に対し災害対策支部員を募り、5圏域からなる「災害廃棄物処理対応組織」を構築しました。今後は、「災害復旧支援マニュアル」等を作成し、災害時に迅速に行政機関と連携し各地域の復旧支援のお力になれるよう考えております。

今年は、(公社)全国産業資源循環連合会主催の第20回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が岐阜市で開催されます。協会としましては、これを機にさらなる組織強化を図っていきたいと考えております。

最後になりましたが、本年も会員の皆様をはじめ関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

慶賀光春



年頭に当たり、皆様のご健勝とご隆盛をお祈り申し上げます。
本年も協会の運営にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和6年元旦

会 長	澤 田 裕 二	理 事	高 木 雅 浩
副 会 長	丹 羽 武	同	田 坂 浩 明
同	木 村 順 一	同	濱 岡 直 彦
同	石 原 幸 喜	同	伏 見 典 郎
専務理事	大 坪 敬 明	同	松 野 守 男
理 事	石 田 謙 治	同	松 原 史 尚
同	伊 藤 博 人	同	森 本 禎 人
同	北 川 仁 司	同	山 下 八 起
同	國 本 吉 男	同	山 田 輝 幸
同	栗 本 純 夫	同	横 堀 哲 生
同	後 藤 和 恵	監 事	瀬 瀬 和 人
同	杉 下 武 夫	同	小 塚 将 樹
同	鷺 崎 哲 也		

新年のごあいさつ

岐阜県環境生活部長

渡 辺 正 信

あけましておめでとうございます。

令和6年の年頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、日頃より、環境行政とりわけ産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に格段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

長らく続いたコロナ禍の混乱も、昨年5月に感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことにより一つの節目を迎えました。

コロナ禍には、貴協会から新型コロナウイルス感染症対策に対しての寄付をいただくほか、感染拡大期の移動制限や事業継続計画の徹底などの県の取組みにも御理解と御協力をいただきましたことを大変感謝しております。

さて、現在国において第五次循環基本計画の策定が進められているところですが、その指針案では循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりが掲げられております。県ではこれらの考えを踏まえながら、幅広い分野で循環性の高いビジネスモデルへの転換・発展を図っていくなど循環経済の推進に取り組んでいきたいと考えております。

また、今年県では、「ともに・つなぐ・みらいへ ～清流文化の創造～」をキャッチフレーズに「清流の国ぎふ」文化祭2024を開催することとしております。国内最大の文化の祭典となっておりますので、文化芸術活動を通して、清流がもたらした自然、歴史、伝統、技、文化、食など、これまで発掘し磨き上げてきた岐阜県の魅力に親しむ機会としていただければと思います。

最後になりましたが、皆様が担われております廃棄物処理という事業は、県民の生活を維持するために必要不可欠なサービスの一つであるとともに、循環型社会の形成、脱炭素社会の実現に向けて重要な役割を果たすものです。新しい年が貴協会並びに会員の皆様にとって穏やかで希望に満ちた一年となりますよう、心から祈念申し上げます。

新年のごあいさつ

岐阜市環境部長

長 屋 敏 樹

新年おめでとうございます。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、平素より、産業廃棄物の適正処理やリサイクルの推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、世界情勢は、大きく変化しており、歴史的な円安に加え、国際的な原材料やエネルギー価格の高騰により、我が国は、急激な物価上昇に見舞われております。

現下、貴協会の皆様方におかれましても、事業活動に多大な影響が及んでいると推察いたしますが、産業廃棄物の安定的な処理にご尽力頂いており、心より敬意を表します。

また、地球温暖化を原因とする気候変動が、世界各地で深刻化する中、市民生活や経済活動を持続可能なものにしていくためには、「脱炭素社会」や「循環型社会」の実現に向けた積極的な取り組みが求められております。

こうした中、岐阜市では、令和4年度に「岐阜市環境基本計画」をはじめ、「岐阜市地球温暖化対策実行計画」や「ごみ減量・資源化指針」などの分野別計画を改定し、昨年5月には、2050年までに、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「岐阜市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

また、取り組みの一環として、昨年度から、プラスチック製容器包装の分別収集を開始したところ、当初の想定を大幅に上回る収集量となり、市民の皆様のリサイクルを意識した行動が定着しつつあると実感しております。

加えて、今後も、多角的な施策の展開や、次世代を担う子ども達への環境教育の充実に努め、市民のライフスタイルの転換や行動変容を促し、本市の環境ビジョンである「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の実現を目指して参ります。

貴協会並びに会員の皆様におかれましては、廃棄物の適正処理やリサイクルなどで培った豊富な経験と知識を基に、引き続き、循環型社会の実現に向けたご助言並びにお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、貴協会の今後益々のご発展と会員皆様のご健勝とご活躍を、心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

労働安全衛生研修会

総務委員会

令和5年11月18日13時30分から、大王製紙株式会社可児工場において、労働安全衛生研修会を開催しました。

研修会の概要を以下のとおり、報告します。

[開会]

開催にあたり、大坪専務理事から、産業廃棄物の排出から処理に関わる者として、廃棄物処理法を遵守は当然ですが、それ以外の他法令についても、当然、遵守していかなければならず、とりわけ、従業員の労働に関して安全を確保することは、従業員の方のみならず、企業にとっても、大変重要なことである。労働安全衛生の講習や研修を受ける際には、4S、ヒヤリ・ハット、安全確認などがキーワードとなっていますが、ここ大王製紙株式会社可児工場では、安全の三本柱である「安全な意識」、「安全な環境」、「安全な仕事」のもと、4S対応、ヒヤリ・ハットを見逃さず、社員一人ひとりが生き生きと働ける「安全で活力のある安心第一の職場環境づくり」を目指され、先駆的な取り組みを、研修の場として提供いただいた田坂工場長をはじめ、ご担当者に感謝を述べ、参加者に対して、実り多き講習会になること、明日から労働安全衛生に役立てていくことを期待する旨の挨拶がありました。



田坂工場長様による会社概要説明

[工場概要]

田坂浩明工場長(当協会理事)から次のとおりご説明をいただきました。

大王製紙株式会社は、植林木チップや古紙からパルプを製造し、これを原料に、家庭の中で使用されるものから工業用途まで様々な種類の紙を作るパルプ・紙の一貫生産を行っています。

当工場は、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、キッチンペーパーを製造しており国内シェアは40%で、大王製紙グループ最大生産拠点となっています。

その他にも、菓子、インスタント食品など広範囲にわたり、使用されている食品包材や包装紙、ショッピングバックで印刷や加工に適する包装・製袋用の紙を生産しています。

従業員数は、可児工場と川辺工場、関連会社を含め、1,200人が勤務しています。

1956年、昭和31年の創業後、各種用紙製造工程を増やししながら、現在の工場敷地面積は456千㎡で、バンテリンドーム名古屋の9倍の広さを有しています。

可児工場は、大王製紙グループでは、三島工場に次ぐ規模の生産拠点となっています。

製紙原料は輸入材として広葉樹チップを、国内材として針葉樹チップを使用し、輸入材チップは、毎日150台のトレーラーで可児工場に運び込まれています。

また、チップ中の樹脂分を燃焼させるバイオマスボイラーを設置しており、発電量は55,000kwで90%を自家発電で賄い、発生する熱は、420ton/日で、紙の乾燥に用いている。将来は電気の使用量を100%になるよう計画を進めているところです。



[発生した労働事故からの対応事例と対応]

労働安全衛生ご担当の神戸恵太様から、可児工場で起きた労働事故の概要と会社での対応について、ご説明をいただきました。

事例1 挟まれ事故

概要

ソフトバックティシュラインハンドル排出コンベアのローラー間に右手挟まれ災害でトラブル時の調査で運転しているコンベアの真下に入り点検中、ベルトの摩耗が気になり、指先で触れてしまった際にローラー間に右手を挟まれた事案です。

原因

安全活動の中で、リスクとして抽出されていなく、運転しながらでないことを確認できないという意識、固定概念があったと考えられる。違和感なく同じ作業を繰り返していくうち

に、不安を感じることなく常態化してしまったことが原因と考えられます。

リスク抽出

- 1) 今までを当たり前と思わず、稼働中の機械に関するリスクの洗い出しの実施
- 2) 他加工ライン同士で相互点検を行い、当該設備担当者に見えていなかったリスクを抽出

対応

リスク抽出の結果を基に、「安全確保の前提にたったやり方の追求」に着手しました。

こうだから止められないという妥協ではなく、まず止めて、その結果を踏まえ、何が必要かを考えることを基本とし、基準書の見直しや危険作業の排除を実施しました。

また、動作中の機械への接触を防止するため簡易カバー取り付けや床面の塗分けによる見える化を実施しました。

事例2 切創事故

概要

4 m幅のログを2 m幅に切断する作業時に、歯の切れがいつもより悪く力を加えた際にログの向きが変わり、刃先が体に向いていることに気付かず、カッターナイフが抜け、右足大腿に刃先が刺さった事案です。

原因

経験が浅く、いままではうまくいっていたが、ログの向きが変わることを十分に理解していなかった。

リスク抽出

- 1) 経験が浅い者からみたリスクの洗い出しの実施
- 2) カッター使用時の耐切創対策が十分かどうか

対応

リスク抽出の結果を基に、

- ・カッターナイフ使用作業の抽出と安全なやり方への見直し
- ・カッターナイフの仕様変更をし、汎用品よりも安全性の高いセーフティーカッターの導入
- ・従来のカッター使用時は、耐切創手袋の着用のみであったが、今回の切創事故を受けて、カッター使用時は、従来 of 切創手袋に、耐切創アームカバー、耐切創エプロン着用で作業を行うルール化の実施
- ・未熟練者に対する教育・フォローアップの強化

最後に、「二度と同じ災害は発生させない」という強い思いで、被災「0」に向かっていくと強い意志を示され、説明をまとめられました。

[工場内視察]

参加者を2班に分けて、工場内を視察しました。



[質疑応答]

参加者から、以下の質疑があり、それぞれ回答をいただきました。

質問1 外国人労働者は雇用していますか。雇用している場合、注意喚起はどのようにして見えるか。

回答1 直接の雇用はないが、部門により外国人労働者の方もみえるので、ポルトガル語など必要な言語で注意喚起を行っている。

質問2 ヒヤリ・ハットの事案はどのように把握しているのか。

回答2 各作業ごとに作業中、作業後にミーティングを行い、把握に努めている。

研修終了後、國本総務委員長から、今までの労働安全衛生研修会とは異なり、実際の現場で行われている労働安全衛生の取組みを知ることができ、大変素晴らしい研修会となりました感想と、本日の研修会で得られましたことを参考に、明日からの企業における労働安全衛生に活かしていただき、無事故で事業を遂行していただくよう参加会員へお願い申し上げ、業務ご多忙の中、私ども会員に、このような貴重な機会を提供していただきました大王製紙株式会社可児工場の田坂工場長様をはじめ、ご担当していただいた職員の皆様にお礼を申し上げ研修会を終了しました。

法令講習会

総務委員会・研修指導委員会合同開催

令和5年11月29日13時30分から、グランヴェール岐山カルチャーホールにおいて、法令講習会を開催しました。

講習会の概要を以下のとおり、報告します。

[開会]

開催にあたり、山田輝幸研修指導委員会委員長から「本日は、公務ご多忙の中、環境省中部地方環境事務所から吉田資源循環課長様、篠田課長補佐様、岐阜県から山内廃棄物対策課長様、上野産業廃棄物係長様には、私ども岐阜県協会会員に対して、お話をさせていただきますこと、誠にありがとうございます。

また、会員の皆様におかれましても、法令講習会への参加、ありがとうございます。

廃棄物に関わる者にとって、いろいろな法令を順守することは当然なことです。排出者、処理業者の責務などを規定する廃棄物処理法、それに付随する国、県、市の動向を知ることは大変重要なことだと思います。

今回の法令講習会では、環境に配慮した循環型社会に、経済活動の両立させることを理念に加えたサーキュラーエコノミーや、昨年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（いわゆるプラスチック新法）など、国における廃棄物に関する動向や、今年9月14日岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例で、実地確認の運用が改正されるなど、私どもにとって、非常に有意義なお話をさせていただきます。

参加者数については、過去に開催しました講習会以上に参加希望があり、急遽、会場を変更する対応も取らせていただきましたが、会員皆様もその重要性を感じていただいているものと思います。

本日の講習会が、参加されました皆様、企業にとって、実り多き講習会になりますこと、また、明日からの事業の一助になりますことを祈念いたしまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。」と開会にあたっての挨拶を行いました。

○講習会内容

[サーキュラーエコノミーの推進に向けた国の動きについて]

講師：中部地方環境事務所

資源循環課長 吉田勝利様



[最近の廃棄物行政について]

講師：岐阜県環境生活部廃棄物対策課
産業廃棄物係長 上野真一様



※上記の講演の詳細は、(一社)岐阜県産業環境保全協会HP (<https://www.gifu-hozen.jp/index.html>) の新着情報の岐阜県産業環境保全協会 令和5年度法令講習会に掲載中(令和6年3月31日まで)

講演終了後、國本吉男総務委員会委員長から、「まずもって、公務ご多忙の中、私ども会員に対して、国における廃棄物に関する動向、県条例の運用が改正について、大変、有意義な講演をしていただきました環境省中部地方環境事務所から吉田資源循環課長様、岐阜県から山内廃棄物対策課長様をはじめ、ご担当者の方には、感謝申し上げます。

また、会員の皆様、長時間にわたり、講習会に参加いただき、ありがとうございました。

今回は、研修指導委員会と総務委員会での合同での開催となりましたが、今後も、委員会の枠にとらわれず、会員皆様にとって、有意義な研修会や講習会を計画してまいりますので、引き続き、事業への参加などご協力をお願いいたします。

最後に、本日の講習会の内容を、明日からの事業に活かしてまいりますので、行政の皆様におかれましても、引き続き、ご指導のお願いと、お礼を申し上げ、講習会を閉会といたします。」と挨拶を申し上げ、法令講習会を終了しました。



電子マニフェストの適切な運用について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

産業廃棄物の処理を委託する際は、排出事業者は産業廃棄物管理票(マニフェスト)を委託する産業廃棄物処理業者に交付しなければなりません。産業廃棄物管理票に代えて電子情報処理組織を使用し、マニフェストに記載すべき事項を情報処理センターに登録(いわゆる電子マニフェスト)することができます。

本稿では、電子マニフェスト制度の概要や注意事項、特に報告遅延について実際の事例を交えながらご説明いたします。

1 電子マニフェスト制度の概要

電子マニフェストは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

情報処理センターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第13条の2の規定に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが全国で唯一の「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っています。

電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が加入する必要がありますが、法第12条の3第7項に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告書の都道府県知事への提出が不要になったり、5年間の保存が必要なマニフェストの保管場所を確保する必要が無くなったたりするなどのメリットがあり、令和4年度にはマニフェストの電子化率が77%になりました。(出典：JWNET)

2 電子マニフェストにおける運搬又は処分の終了の報告について

電子マニフェストを使用している場合は、産業廃棄物処理業者は、収集運搬又は処分を終了した日から**3日以内(土日祝、年末年始(12/28～1/3)を除く。)**に、終了した旨を情報処理センターに登録しなければなりません(法第12条の5第3項)。紙マニフェストの回付期限である10日以内とは異なりますので、注意が必要です。

この終了報告が次に掲げる期間内になされていない場合、情報処理センターから排出事業者あてに、報告がなされていない旨の通知があります。

運搬又は処分の終了報告	90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)
最終処分の終了報告	180日

この通知を受けたときは、排出事業者は速やかに処理の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の発生の防止のために必要な措置を講じなければなりません(法第12条の5第11項、施行規則第8条の38)。さらに、都道府県知事あてに講じた措置の内容を記載した報告書を、通知を受けてから30日以内に提出しなければなりません。

3 岐阜県に報告された措置内容等報告書から見る遅延の理由

岐阜県に報告された措置内容等報告書に記載された遅延の原因には次のものがありました。

- (1) 処理は完了していたが、処理業者が登録をしていなかった。
- (2) 2台分搬出する予定としていたが、実際には1台分しか搬出せず、もう1台分の電子マニフェストの登録削除をしていなかった。
- (3) 複数の品目を同一の業者に処理委託する際に、あらかじめ各品目の電子マニフェストを登録していたが、1品目だけ処理委託しないことになり、その1品目の電子マニフェストの登録削除をしていなかった。
- (4) 紙マニフェストを使用することになったが、電子マニフェストの登録削除をしていなかった。
- (5) 電子マニフェストシステムに連携して稼働するEDIシステムの不調により、終了報告が適切に反映されていなかった。

(1)～(5)いずれも事務処理上の不備であり、必ずしも不適正処理につながるようなものではありませんが、令和4年度には517件も報告遅延が生じておりますので、排出事業者が処理状況を適切に把握し、適正な処理を確保するための制度であることを鑑み、遅延が発生したときには再発防止に取り組んでいただきますようお願いします。

<参考条文>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

(電子情報処理組織の使用)

第十二条の五

- 3 運搬受託者又は処分受託者は、前二項の規定により電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者から報告することを求められた場合において、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、第十二条の三第三項及び第四項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターにその旨(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあつては、最終処分が終了した旨)を報告しなければならない。
- 11 電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたとき、第五項の規定により通知を受けた第三項若しくは第四項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき、又は第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十四条の四第十三項若しくは第十四条の五第四項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(抄)

(昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号)

(情報処理センターへの報告期限)

第八条の三十四 法第十二条の五第三項の環境省令で定める期間は、運搬又は処分を終了した日から三日(休日等を除く。)とする。

(電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置)

第八条の三十八 電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者は、法第十二条の五第十一項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第五号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。(表は省略)

コクチバス密放流防止パトロール

岐阜県環境生活部岐阜地域環境室

岐阜地域環境室は岐阜県庁西側のOKBふれあい会館内にあり、管内には長良川、木曾川、根尾川及びその支流が流れています。長良川においては、平成27年12月に「清流長良川の鮎」として世界農業遺産に認定されています。また、岐阜県魚でもある鮎は香魚とも表記され、香りが良い魚で、成長した鮎はスイカのような甘い香りがするといわれています。長良川の流域住民の方々は、この清流の鮎を核とする水環境、漁業資産、人々の生活が密接に関わる里川全体のシステムの保守に努めているところです。

ところが、令和5年5月21日に長良川において肉食外来魚のコクチバスが発見され、世界農業遺産の根幹を揺るがす事態となりました。その後、9月には木曾川に流れ込む北派川(羽島郡笠松町米野)、10月には長良川支流の犀川(本巣市軽海)、12月には寒洞池(各務原市各務)の他、県内各地において、次々に確認されています。



コクチバスはサンフィッシュ科に分類される淡水魚の一種で、オオクチバスとともにブラックバスと呼ばれています。北米原産の肉食性の外来魚で、体長は、全長30cmから50cm程度です。ダム湖やため池、河川の中流域から下流域などに生息し、低水温に対する耐性が強く、流水域にも適応できるため、鮎など水産資源への食害が懸念されています。

コクチバスは1925年にオオクチバスとともに食用として神奈川県芦ノ湖に移入され、1990年代には長野県野尻湖などで確認され、現在では全国34都道府県で生息が確認されています。レジャーフィッシングの対象でもあったことから、各地で意図的な放流が行われ生息範囲が広がったと考えられています。

2005年にコクチバス、オオクチバス、ブルーギルは、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定されており、放流・飼育・生きたままでの運搬は禁止されています。これに違反すると、個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金など厳しいものとなっています。

また、2023年4月から漁業法に基づき、県内全域で、釣り上げたコクチバスのリリース（再放流）の禁止の指示がなされています。この指示に従わない場合は、知事から指示に従うように命令がなされ、知事の命令に従わない場合は1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金又は拘留もしくは科料に処せられます。

現在、岐阜県漁業協同組合連合会では、コクチバスの買取を実施しています。あらかじめ連絡をしてから持ち込みをお願いします。その際には写真、遊漁券などが必要になります。

県は、池の水抜きや電気ショッカーなどによりコクチバス等の駆除を実施しています。電気ショッカーとは電気により魚を一時的に麻痺させて捕獲を容易にするものです。2027年度までに長良川、木曾川、揖斐川水系にいるコクチバスの個体をすべて駆除するため、捕獲・駆除に電気ショッカー船の導入を予定しています。

県では、「コクチバス密放流防止パトロール」として、河川や池・ダム湖周辺における密放流禁止の啓発や不審人物のチェック等を行っています。世界農業遺産を後世に引き継ぐには、コクチバスの放流を「しない」「させない」「ゆるさない」とすることが必要かつ重要です。コクチバスの放流を見かけた場合は、最寄りの警察署に通報していただきますようよろしくお願いします。



(電気ショッカー船によるコクチバス等の駆除効果実証試験の様子)

コクチバスの 密放流・リリース禁止

釣りあげたコクチバスは漁協で買い取ります



買取はこちら



・コクチバスは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物に指定されています。

・コクチバスを密放流した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金（法人の場合1億円以下の罰金）が科されます。

※コクチバスの密放流を見かけたら警察に連絡してください。

問い合わせ先 岐阜県環境生活部環境生活政策課/ 農政部里川振興課 058-272-1111 (代表)



(河川利用者に掲示しているチラシ)



(コクチバス密放流防止パトロールの様子)

わがまちの環境保全と対策



環境保全と脱炭素

山県市長 林 宏 優

新年、明けましておめでとうございます。希望に満ちた令和6年の新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より産業廃棄物の適正処理と環境保全に格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

山県市は、県都岐阜市の北部に隣接し、緑豊かな森林、美しい清流など自然環境に恵まれた地域と、住宅や産業基盤が集積した都市の活力を有する地域とを併せ持っております。本市では令和4年度に「カーボン・マイナス・シティ宣言」と「世界気候エネルギー首長誓約」を行い、これを受け、自然環境の保護や住環境の整備にも力を入れていくべく、山県市環境基本計画の中間見直しを実施いたしました。この計画改定により、環境に対する施策をより実効性の高いものとするとともに、官民協働でSDGsや脱炭素事業へも積極的に取り組んでいくこととしました。また令和5年度からは環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業を活用し、地域再生エネルギー事業等への取り組みも始めたところです。

今や私たちの「環境」を取り巻く問題は、新たな局面に移り変わりつつあります。本市は言うに及ばず、全国的に少子高齢化社会が予想される中、ごみの減量化、排出されたごみの適正な処理、プラスチックをはじめとする資源ごみのリサイクル率の向上等に取り組みつつ、同時に脱炭素・地球温暖化対策にも力を入れていかなければならない状況です。これに対応していくには、一人一人の意識改革も必要ではありますが、個人や一自治体、一企業だけでなく、地域、あるいは社会全体で取り組んでいくべきであり、ひいては次世代へ余計な負担を先送りしないための取り組みであるといえます。

市民との協働、事業者や他の自治体との連携を強め、このような取り組みを推進していくことにより、本市の環境基本計画の基本理念として掲げております「環境の良さが実感できるまちやまがた」の実現につながると考えておりますので、貴協会には、尚一層のご指導、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

岐阜労働局からのお知らせ

岐阜労働局労働基準部健康安全課

1 岐阜県内の令和5年11月末時点の労働災害発生状況について

令和5年11月末時点における岐阜県内の労働災害発生状況は、新型コロナウイルス感染症によるものを除いて、休業4日以上死傷者数は1,830人と前年同期の1,875人に比べ45人(2.4%)減少となっているほか、死亡者数は7人で前年同期の10人に比べ3人の減少となっています。

また、新型コロナウイルス感染症による休業4日以上死傷者数は、全産業で403人と前年同期の1,238人に比べ835人(67.4%)の減少となっています。

なお、最新の情報は岐阜労働局ホームページをご覧ください。

	R5.11 末		R4.11 末		対前年比増減数		対前年比
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数増減率
製造業	621	3	594	1	27	2	4.5%
うち家具・装備品	21	0	11	0	10	0	90.9%
うち鉄鋼業	24	0	16	0	8	0	50.0%
うち金属製品	102	2	81	0	21	2	25.9%
鉱業	5	0	6	0	-1	0	-16.7%
建設業	183	0	228	5	-45	-5	-19.7%
うち土木工事業	60	0	68	3	-8	-3	-11.8%
うち建築工事業	87	0	98	2	-11	-2	-11.2%
運送業	178	2	207	1	-29	1	-14.0%
農林・畜産・水産業	75	0	72	0	3	0	4.2%
うち林業	38	0	34	0	4	0	11.8%
商業等の事業	768	2	768	3	0	-1	0.0%
うち小売業	194	0	249	0	-55	0	-22.1%
うち社会福祉施設	137	0	123	0	14	0	11.4%
うち旅館業	23	0	20	0	3	0	15.0%
うち飲食店	58	0	51	0	7	0	13.7%
全産業	1,830	7	1,875	10	-45	-3	-2.4%

表1：令和5年11月末時点業種別労働災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

業種別の労働災害発生状況は表1および図1のとおりです。商業等による労働災害が全体の約4割を、製造業における労働災害が全体の約3割を占めています。

続いて、業種ごとにその詳細を見ると、製造業全体では4.5%の増加となっており、特に、家具・装備品製造業では21人と前年同期の11人に比べ10人(90.9%)の増加、鉄鋼業では24人と前年同期の16人に比べ8人(50.0%)の増加、金属製品製造業では102人と前年同期の81人に比べ21人(25.9%)の増加となっており、増加が目立っています。

建設業全体では、19.7%の減少となっており、土木工事業では60人と前年同期の68人に比べ8人(11.8%)の減少、建築工事業では87人と前年同期の98人に比べ11人(11.2%)の減少となっています。

農林・畜産・水産業では、林業が38人と前年同期の34人に比べ4人(11.8%)の増加なっています。

商業等の業種では前年と同数の768人となっていますが、小売業においては194人と前年同期の249人に比べ55人(22.1%)の減少と大きく減少している一方、社会福祉施設、旅館業、飲食店では、11.4%、15.0%、13.7%とそれぞれ増加しています。

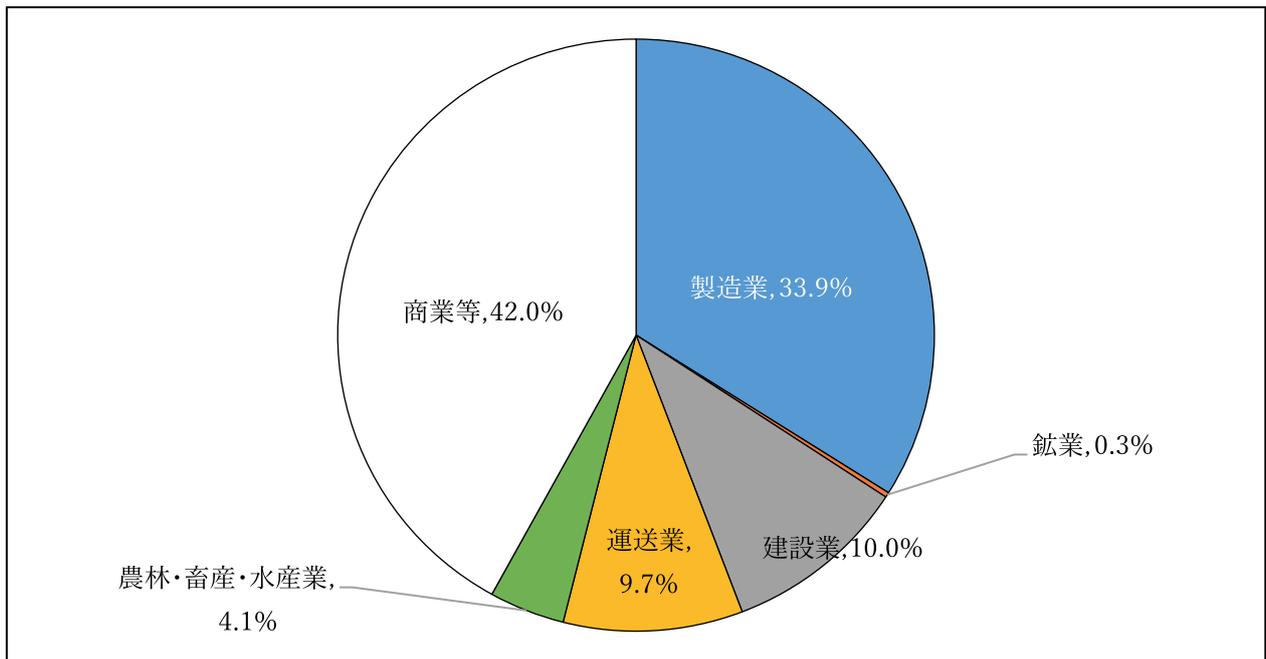


図1：令和5年11月末時点業種別労働災害発生状況(死傷災害)

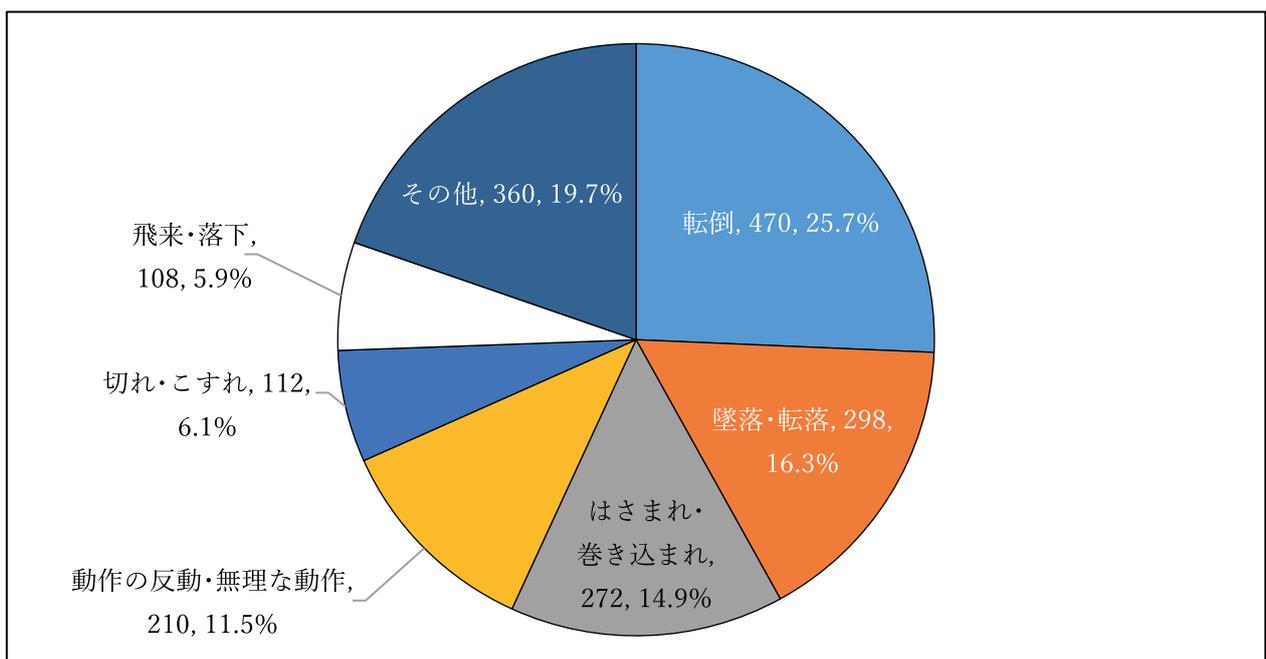


図2：令和5年11月末時点事故の型別労働災害発生状況(死傷災害)

事故の型別労働災害発生状況(死傷災害)は図2のとおりで、「転倒」によるものが全体の4分の1を超えて最多となっており、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「動作の反動・無理な動作」、「切れ・こすれ」、「飛来・落下」の順で続いています。

また、「転倒」と「動作の反動・無理な動作」を合わせた行動災害は全体の37.2%と4割近くを占めています。

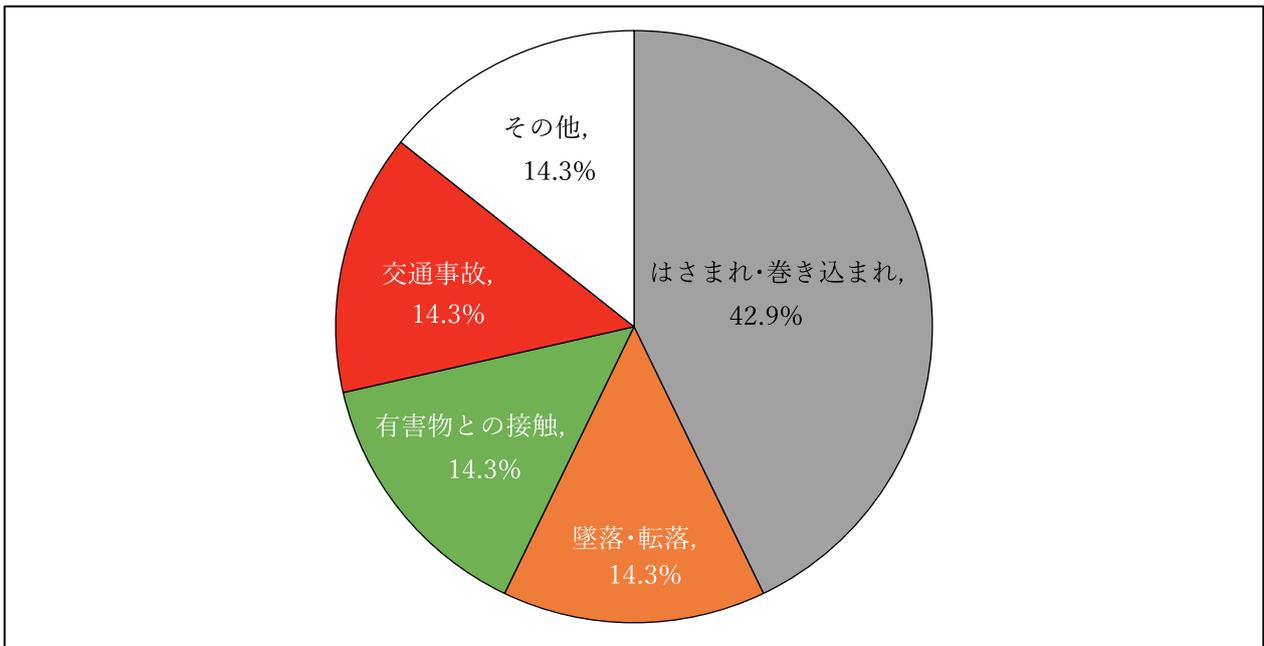


図3：令和5年11月末時点事故の型別労働災害発生状況(死亡)

死亡災害の事故の型別労働災害発生状況は図3のとおりで、「はさまれ・巻き込まれ」によるものが3件で最多を占め、続いて「墜落・転落」、「有害物との接触」、「交通事故」、「その他」がそれぞれ1件ずつ発生しています。

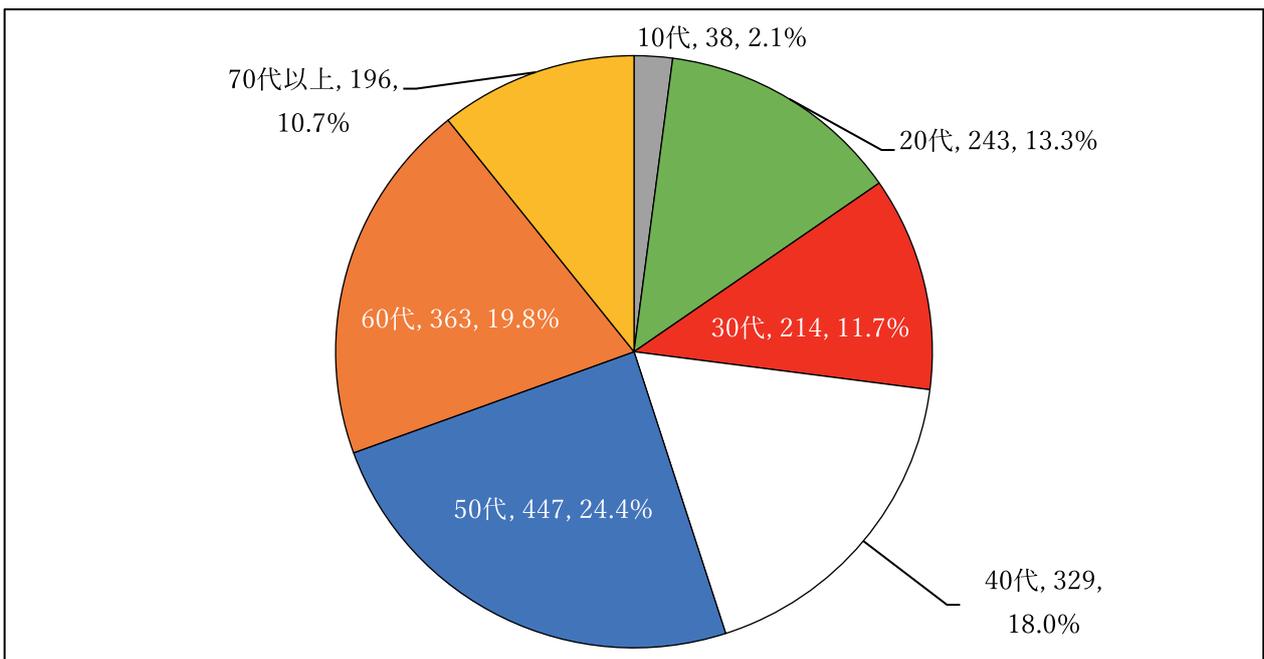


図4：令和5年11月末時点年齢別労働災害発生状況(死傷)

年齢別労働災害発生状況(死亡災害)は図4のとおりで、50代の労働者が被災するものが全体の約4分の1と最多を占め、続いて60代、40代となっています。また、50代以上の労働者で全体の半数以上を、60代以上の労働者でも全体の3割以上を占めており、高年齢労働者の災害全体に占める割合が高い状態となっています。高年齢労働者による労働災害防止のために、日頃から身体能力の維持・向上に努めるほか、現状の身体能力を適切に把握し、高齢者の特性に配慮し職場環境の改善が大切です。

2 足場からの墜落防止措置の強化について

安全衛生関係法令の改正により、令和5年10月1日からは足場の点検時において点検者を指名しなければなりません。点検者の氏名の方法は、「書面で伝達」、「朝礼等に際し口頭で伝達」、「メール、電話等で伝達」、「あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任をもって点検できる方法で行う必要があります。

足場の点検者については

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - ・労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが大切です。

また、指名した足場の組立て後の点検者の氏名については記録・保存を行う必要があります。

その他、令和6年4月1日からは、一側足場の使用範囲が明確化され、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても可能な限り本足場を使用する必要があります。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により、本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

3 トラックでの荷役作業時における安全対策の強化について

安全衛生関係法令の改正により、令和5年10月1日からは荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されました。「昇降設備」には、踏み台等の可動式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップはできるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

同様に、荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を使用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されています。

- ①最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上解放されているもの又は構造上解放できるもの(平ボディ車、ウイング車等)。
- ②最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置

労働安全衛生

されているもの(テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません。)

なお、保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

また、令和6年2月1日からは、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業を行う労働者への特別教育が義務化されます。

科目	範囲	時間	
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法 	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止 	2 時間
	関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法令中の関係条項 	0.5 時間
実技教育	<ul style="list-style-type: none"> ・テールゲートリフターの操作の方法 	2 時間	

表 2：テールゲートリフター特別教育に係る科目及び時間数

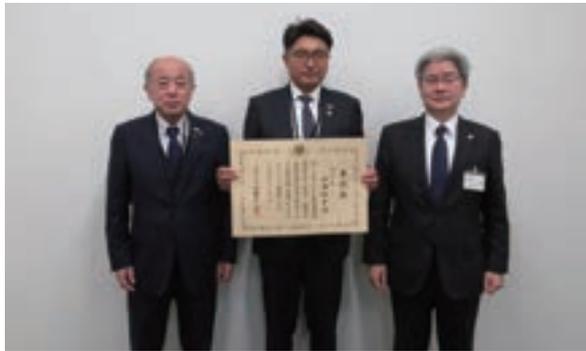
〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○山田理事が環境大臣表彰を受賞

山田理事が「令和5年度循環型社会形成推進功労者(産業廃棄物関係事業功労者)」として栄えある環境大臣表彰を受賞されました。

岐阜県庁舎9階会議室において、渡辺正信環境生活部長より伝達が行われました。

協会では、11月29日(水)開催の第3回理事会に先立ち、澤田会長より記念品を贈り受賞をお祝いしました。



左から澤田会長 山田理事 渡辺環境生活部長

○理事会の開催

「第3回理事会」

令和5年度第3回理事会が、令和5年11月29日(水)に「ホテルグランヴェール岐山」で開催されました。

最初に報告事項として次の事項が報告されました。

(1) 会議報告

- 令和5年度(公社)全国産業資源循環連合会会長表彰(岐阜県関係者)
- (公社)全国産業資源循環連合会第13回定時総会
- (公社)全国産業資源循環連合会令和5年度第2回最終処分部会運営委員会(Web会議)
- (公社)全国産業資源循環連合会令和5年度第1回全国正会員事務局責任者会議(Web会議)
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和5年度第1回会長会議

- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和5年度第1回全体会議
- 第19回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会 幹事会(Web会議)
- 令和5年度中部ブロック災害廃棄物対策セミナー(Web会議)
- 第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和5年度第2回専務理事会
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和5年度災害廃棄物支援協定担当者会議

(2) 委員会等報告

- 総務委員会
第2回委員会の開催結果について
活動報告について
- 研修指導委員会
第2回委員会の開催結果について
活動報告について
- 広報編集委員会
第2回、第3回委員会の開催結果について
活動報告について
- 組織強化委員会
第1回委員会の開催結果について

(3) 青年部会動向について

- 役員会(5月～11月 計7回)の開催結果について
- 8月25日(金)青年部会ゴルフコンペ&懇親会の実施報告
- 11月14日(火)青年部20周年事業実施報告及びお礼

(4) 女性部会動向について

- 役員会(6月～11月の計4回)の開催結果について
- 中部地域4県女性部交流会への参加(9月28日)について
- 全国産業資源循環連合会女性部協議会「第2回全国女性部会のつどい」への参加(11月10日)

続いてその他として次の事項が報告され閉会されました。

その他

- (1) 産業廃棄物対策基金の運用状況について
- (2) 会計収支報告(9月末)について
- (3) 会員の状況について

○委員会の開催

- 広報編集委員会(10月23日開催)
「協会報第137号の編集方針」について協議を行い、編集方針案に沿って作成することとしました。
- 「啓発グッズ」として3種類の色(黄色、水色、桃色)の画面クリーナーに協会のオリジナルデザインを印刷し作成することに決定しました。
事業活動としては、10月に「ぎふ環境保全第136号」を作成・発行し、12月には2024年版当協会オリジナルカレンダーを作成・配付しました。

○総務委員会の活動

- 労働安全衛生研修会
令和5年11月18日(土)大王製紙(株)可児工場のご協力により現場研修を実施しました。田坂工場長をはじめご担当の職員の方々のご尽力により、実際の現場で行われている労働安全衛生の取り組みを知ることができました。
協会員27名が参加しました。(詳細は、特集P6で)



現場研修風景

○研修指導委員会の活動

- 法令講習会
令和5年11月29日(水)グランヴェール岐山で開催され、環境省中部地方環境事務所 吉田資源循環課長から「サーキュラーエコノミー推進に向けた国の動きについて」、岐阜県環境生活部廃棄物対策課 上野産業廃棄物係長から「最近の廃棄物行政について」の講義をいただきました。
協会員90名が受講されました。(詳細は、特集P10で)



法令講習会風景

<(公社)全国産業資源循環連合会>

○第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会

令和5年11月10日(金)に、グランドニッコー東京 台場で第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会が開催され、環境大臣表彰式典と講演が開催されました。

当協会から澤田会長、大坪専務理事、後藤理事が出席しました。

<中部地域協議会>

○令和5年度第2回専務理事会議

令和5年11月27日(月)令和5年度第2回専務理事会議が名古屋市で開催され、「任期満了に伴う全産連役員等新規(再任)候補者の推薦について」等協議され、その後、(株)グリーンアローズ中部を視察しました。

当協会からは大坪専務理事が出席しました。

**○令和5年度災害廃棄物支援協定
担当者会議**

令和5年11月27日(月)令和5年度災害廃棄物支援協定担当者会議が名古屋市で開催され、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県それぞれの協会における災害廃棄物処理の取り組みについて説明後、意見交換が行われました。
当協会からは大坪専務理事が出席しました。

**<大規模災害時廃棄物対策中部ブ
ロック協議会>**

○中部ブロック災害廃棄物対策セミナー

令和5年10月4日(水)中部ブロック災害廃棄物セミナーが開催され、「小松市における災害廃棄物処理対応について」の事例発表や「南海トラフ地震への対応」の講義等の後、質疑応答が行われました。

当協会からは長澤事務局長がWebで参加しました。

<その他>

○産業廃棄物処理関係講習会の開催

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催し、当協会が協力する方法で開催している講習会で、事前にパソコン等で講義動画を視聴して、その後、会場で試験を受ける2段形式で行いました。

結果につきましては下記のとおりです。

【産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】

開催日・場所 10月24日(火)午前
OKBふれあい会館
受講者 55名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】

開催日・場所 10月24日(火)午後
OKBふれあい会館
受講者 59名

【特別管理産業廃棄物管理責任者講習会】

開催日・場所 10月25日(水)午前
OKBふれあい会館
受講者 60名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】

開催日・場所 10月25日(水)午後
OKBふれあい会館
受講者 46名

【産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】

開催日・場所 11月21日(火)午前
OKBふれあい会館
受講者 51名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】

開催日・場所 11月21日(火)午後
OKBふれあい会館
受講者 37名

【特別管理産業廃棄物管理責任者講習会】

開催日・場所 11月22日(水)午前
OKBふれあい会館
受講者 51名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】

開催日・場所 11月22日(水)午後
OKBふれあい会館
受講者 26名

会員数の状況

正	会	員			282
賛	助	会	員		60
特	別	会	員		2
合		計			344

(令和6年1月1日現在)

〈青年部会の動向~未来人~〉

○役員会を次のとおり開催しました。

令和5年度第6回～8回役員会（9月27日、10月19日、11月8日開催）ドリームシアター岐阜
第6回議題

- ・新規会員加入承認について
- ・全国大会について（沖縄県開催）
- ・青年部20周年式典について
- ・中部ブロックの交流事業について

第7回議題

- ・青年部20周年式典について
- ・全国大会について（沖縄県開催）
- ・中部ブロック事業（令和6年1月12日開催）について

第8回議題

- ・青年部20周年式典について
- ・12月実施事業について
- ・中部ブロック事業（令和6年1月12日岐阜県主催）についてなど協議しました。



第7回役員会

活動内容は
こちらより



○令和5年11月14日岐阜県産業環境保全協会青年部会創立20周年記念式典を開催しました。

式典では、伊藤青年部会長の挨拶のあと来賓の全国産業資源循環連合会 青年部協議会 海野会長、当協会の澤田会長から祝辞をいただきました。式典終了後は、ビジネスインフルエンサーの辻 敬太様による記念講演、懇親会へと盛りだくさんの1日でした。



伊藤青年部会長



全産連 海野青年部協議会会長



澤田会長



記念式典

◎青年部会に加入しませんか_^(^)(^)

当部会は部会員相互の融和親睦と理解を深め産業廃棄物の適正な処理及び再資源化等に関する知識、技術の習得等教養を高め、企業経営者として人格形成を目指しています。

当協会会員の方だけでなく、会員企業後継者や会員企業の従業員の方でも、加入したい、話を聞いてみたいと思われる方は(一社)岐阜県産業環境保全協会事務局(TEL058-272-9293)までご連絡ください。

＜女性部会の動向～れんげ～＞

○第5回役員会開催

令和5年10月19日(木)に玉田建設堆肥センターにおいて女性部会の第5回役員会を次のとおり開催し、その後新規加入会員を交えピザ窯体験で交流を図りました。

第5回議題

- ・女性部の活動内容について
- ・その他



ピザ窯体験

○第6回役員会開催

令和5年11月16日(木)に(一社)岐阜県産業環境保全協会会議室において女性部会の第6回役員会を次のとおり開催しました。

第6回議題

- ・新規会員の加入承認について
- ・今後の役員会の進め方について
- ・次回役員会の日程等



第6回役員会

○第7回役員会開催

令和5年12月15日(金)に(一社)岐阜県産業環境保全協会会議室において女性部会の第7回役員会を次のとおり開催しました。

第7回議題

- ・社員教育についての第二弾「意見交換し自分自身 自社をふり返りどうアクションしていくのか」
- ・女性部会を通し自分自身のふり返り
- ・女性部会としての展望

○第2回全国女性部会のつどいへの参加

令和5年11月10日(金)グランドニッコー東京 台場において第2回全国女性部会のつどいが開催され、当協会女性部から会長ほか1名が出席しました。

活動内容はこちらより



◎女性部会に加入しませんか\(^_^)/~

当部会は部会員が気軽に日頃の悩みや、困ったことなどの情報交換や、交流ができる会であり、部会員が前向きに頑張れる環境作りを目指しています。

また、SDGsや「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(入門編)」等どなたでも分かる様な優しい勉強会の開催を計画しています。

当協会会員の方だけでなく、会員企業の従業員の方でも、加入したい、話を聞いてみたいと思われる方は(一社)岐阜県産業環境保全協会事務局(TEL058-272-9293)までご連絡ください。

お知らせ

〈電子マニフェストシステム(愛称：JWNET)の加入申込み〉 — 事業者のマニフェスト事務の効率化のために —

※ 改正廃棄物処理法が、平成29年6月9日に成立し、6月16日に公布されました。この改正により、多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置している者として環境省令で定める者(前々年度に50t以上の特別管理産業廃棄物を排出した事業所)が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの登録を行わなければならないこととなりました。

なお、義務化は、令和2年4月1日から施行されました。(改正廃棄物処理法第12条の5、同法附則第1条第2号、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第1条)この機会に、電子マニフェストの導入を是非ご検討ください。

① 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

② 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A 料金	B 料金	C 料金 (団体加入料金)
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 22円	(5件まで無料) 22円
利用区分の目安となる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2)収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能※2	
		A 料金	B 料金	
基本料 (1年間)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	11円	(90件まで無料) 22円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位

業者単位で加入、1業者の複数加入も可能

処分業者の加入単位

処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

③ 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物
処理振興センター

ホームページアドレス

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
JWNETサポートセンター

在宅勤務を実施しているため、電話が大変つながりにくくなっております。

▼電話サポート 対応時間

【平日9:00~12:00、13:00~16:30】

電話：0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

令和5年12月20日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	6,107
収集運搬業者	479
処分業者	182
合計	6,768

重要

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

令和5年10月1日からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に伴い、当協会は、適格請求書発行事業者として登録番号を取得しましたのでお知らせします。

登録番号 【 T 4 2 0 0 0 5 0 1 1 4 8 0 】

インボイス制度の対応に伴い、産業廃棄物管理票の購入に係る下記について、令和5年8月から変更しましたのでお知らせします。

記

	変更前	変更後
窓口購入	事前に購入申込書のFAX送信は必須ではない	事前に購入申込書のFAX送信は必須
請求方法	ゆうちょ銀行「払込取扱票」（通常払込料金加入者負担）の送付（請求書は、希望者のみに発行）	請求書を送付（ゆうちょ銀行「払込取扱票」（通常払込料金加入者負担）の送付なし）
振込手数料	ゆうちょ銀行「払込取扱票」（通常払込料金加入者負担）による振込は当協会負担	購入者負担

- * 産業廃棄物管理票代金及び送料の振込先の金融機関は、ゆうちょ銀行です。（変更なし）
- * 変更後は、当協会からゆうちょ銀行「払込取扱票」（通常払込料金加入者負担）を送付しません。払込取扱票での振込を希望される場合は、郵便局窓口備え付けの用紙をご利用ください。（振込手数料は購入者負担）

お 知 ら せ

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込について

マニフェストの返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込みください。

マニフェストは、発送及び協会窓口にて購入できます。

発送	申込書にご記入の上、FAXにてご送信ください。 申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。 (日本郵便(株)「ゆうパック」にてお届けします。) (ただし、在庫がない場合及び協会の行事、その他諸事情により、発送が遅れる場合もありますので、予めご了承ください。)
送料 (下表参照)	購入者負担となります。(当協会の正会員・賛助会員は、送料無料)
支払	請求書を発行します。代金及び送料は、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行へ振込ください。なお、振込手数料は購入者負担となります。 (初回に限り、代金及び送料を前納とさせていただきます。) 払込取扱票での振込を希望される場合は、郵便局窓口備え付けの用紙をご利用ください。(振込手数料は購入者負担)
各種連続票	各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合がございます。 その場合はお届けするのに1週間前後かかりますので、ご了承ください。

協会窓口	現金と引換にて購入できます。予め購入申込書をFAXにて送信ください。 協会行事等にて事務所を閉所する場合があります。閉所日時は協会WEB「新着情報」にて確認ください。 協会WEB https://www.gifu-hozen.jp 販売時間 9時～12時、13時～16時30分(土日祝を除く)
------	---

購入申込書は [協会WEB https://www.gifu-hozen.jp/manifest.html](https://www.gifu-hozen.jp/manifest.html) ページ内からダウンロードすることが可能です。

送料

消費税込

地域	岐阜県内			東海(岐阜県除く)・関東・信越・近畿		
	種類 数量	直行用	積替用	直行用	積替用	建設系
単票1箱	623円			669円		
単票2箱	623円	858円		669円	912円	
単票3～5箱	858円		1,102円	912円		1,140円
連続票1ケース	858円	1,102円		912円	1,140円	

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館内
 (一社)岐阜県産業環境保全協会 TEL058-272-9293
 FAX058-272-6764

FAX058-272-6764

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申してください。

購入方法 ご希望の購入方法に印をつけてください。(無記入の場合は、発送します。)

発送 (翌営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。)

協会窓口で現金購入 (予め購入申込書をFAXにて送信ください。)

来所年月日 年 月 日 時頃 (販売時間 9:00~12:00、13:00~16:30)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 購入申込書

単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入

管理票 (マニフェスト) の種類		価格 消費税込	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単票	3,000円	箱
	連続票	15,000円	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単票	3,000円	箱
	連続票	15,000円	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単票	2,700円	箱
	連続票	13,500円	ケース
事務局使用欄		送料	円
		合計	円
		消費税(10%)	円

申込日	令和 年 月 日	発送の場合 土曜日に荷物の受取	可・否
住所	〒 _____		
会社名	フリガナ _____		
代表者氏名		担当者氏名	
電話番号		FAX番号	

事務局使用欄

払出番号	確認日
NO _____ ~ _____	NO _____ ~ _____

お知らせ

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

- 許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付ください。
- 許可更新後に許可証の写しを事務局へ送付ください。

《 協会への入会のおすすめ 》 ～ 環境を守り産業を支える ～

産業廃棄物処理業界は、互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の保持に努めています。

当協会は、適正な産業廃棄物の処理を通じて「循環型社会の形成」に貢献することを願っています。

産業廃棄物処理業界の方々が、会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますよう、当協会への入会をお薦めします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円

賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。

また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石田 謙治

副委員長 伏見 典郎

杉下 武夫 玉田 稲子 長谷川 光彦

濱岡 直彦 宮崎 進 森田 将也

編集後記

「廃棄物処理から3R(Reduce、Reuse、Recycle)そしてサーキュラーエコノミーとカーボンニュートラル実現へ」

去る11月29日に協会主催法令講習会があり、環境省中部地方環境事務所から「サーキュラーエコノミーの推進に向けた国の動きについて」と題してご講演頂きました。第五次 循環基本計画において中核をなす取り組みであり、カーボンニュートラル(CN)の実現に向けて強力に取り組んでいく方針を学ぶことができました。特にプラスチックの高度リサイクルやバイオマス原料への転換が大きな柱として紹介されました。

できることは何でも取り組む必要がある中、新しいアプローチでのCN達成を目指す動きがあります。なんと、木造の高層ビルでCNを目指すとのことでした。

木造建築が脱炭素、CNに役立つことは知られています。

木は炭素を吸収しながら成長し建材となっても炭素を固定し続け、その廃棄時もリサイクルされること、また製造、建築時のエネルギーコストが低い点が評価されています。

そういった木の特質を、大規模な建築、具体的には高層ビルを木造で建築することで最大化する取り組みがなされています。

世界的には既存のものでノルウェーで木造高層ビル、カナダで大規模建築が有名です。

国内でも純木造建築の高さ44mの建物が既に建築されています。高層建築である以上耐火性、耐震性が求められますが、どちらも問題をクリアしているそうです。

また、数年後には高さ70mもの木造高層建築ができるとのこと、素晴らしいと思います。

世界最大の木造建築である東大寺大仏殿をはじめ、日本の木造建築は長い歴史を刻んできました。来る大阪万博では巨大な木造リングもお目見えするそうです。こうした木造建築が増えることで国内の林業を活性化させ、二酸化炭素吸収量の飽和を迎えた森林の更新が出来ればさらなるCNを実現することができます。

またその建物が役目を終えた際、建材や燃料としてリサイクルされる、そして木材需要で森林の更新がなされる循環こそがサーキュラーエコノミーなのだと思います。

世の中の諸問題の解決に私たちの活動が少しでも役立てることに誇りを感じます。

2023年12月15日 記 石田 謙治

令和6年1月15日発行

第137号

編集発行 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

会長 澤田 裕二

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL(058)272-9293 FAX(058)272-6764

<https://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

協会ホームページへのバナー広告掲載募集

当協会では、ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。ホームページのバナー広告は多くの人の目に触れ、貴社のホームページへのリンクもできますので貴社の営業広告やイメージアップにご活用ください。なお、掲載料金等(消費税込み)は下記のようになっています。

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

ホームページバナー広告掲載料

バナー広告料	1年間の料金 ()は会員外の掲載
	20,000円(50,000円)
バナー画像作成料	3,300円(企業ロゴ作成は別料金)

注 掲載内容は、当協会ホームページバナー広告掲載要綱に基づいたものとします。

協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」(年4回)及び「協会要覧」(年1回)を発行しており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に留まるほか、平成23年度からは協会ホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになっており、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金(消費税込み)は下記のようになっています。

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

協会報広告掲載料

掲 載 面	印刷形態	1回の料金 ()は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カ ラ ー	30,000円(40,000円)
	モ ノ ク ロ	20,000円(30,000円)
裏 表 紙	カラーのみ	40,000円(50,000円)
本 文 中	カ ラ ー	30,000円(40,000円)
	モ ノ ク ロ	10,000円(20,000円)

- 注 1 分割の掲載の場合は上記料金の分割数分の1です。(広告原稿は広告主負担)
 例 本文中カラーで8分の1の掲載4回 $30,000円 \div 8 \times 4回 \times 90\% = 13,500円$
 本文中カラーで4分の1の掲載4回 $30,000円 \div 4 \times 4回 \times 90\% = 27,000円$
- 2 4回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。
 (1頁掲載の方はホームページのバナー広告も希望により無料掲載致します)
- 3 表紙及び裏表紙の裏面への掲載の申込みは、現在受け付けておりません。

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県、福井県、京都府、大阪府、奈良県 公認)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜市)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県 公認)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takai@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



H A T S U R I
K I M U R A
C O R P O R A T I O N

株式会社
はつり き

斫木村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



岐阜県

優良産廃処理業者



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会